

消防団幹部役員等会議次第（第2回）

日 時 令和5年10月25日（水）午後7時から

場 所 清川村役場3階 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

○避難行動要支援者避難支援計画に伴う、消防団の協力について

【子育て健康福祉課】

4 案 件

(1) 秋季火災予防運動について【9日:全員、10日～15日:各分団6名まで】

11月9日（木）～15日（水）

本部巡視 9日（木）午後8時～ 第4分団から順に第1分団へ

本部役員 午後7時45分 せせらぎ館前集合

各分団員 午後8時 各詰所前集合

啓発物品 8日（水）分団詰所に配付予定

(2) 歳末火災特別警戒について【全員】

12月25日（月）～31日（日）

督励 12月26日（火）午後8時～ 役場第1駐車場

*督励終了後、幹部役員等会議開催予定（消防出初式について）

(3) 令和6年消防出初式について【全員】

令和6年1月7日（日）午前10時～ 緑小学校校庭（雨天時：体育館）

通常開催 [第1部（表彰等）・第2部（一斉放水）]

(4) その他

・第37回宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい

11月25日（土）～12月25日（月） 午後5時～10時30分まで

【花火警備（11月：本部・4分団、12月本部・1分団）】開催日未定

・消防講習会（小型ポンプ操法）令和6年1月28日（日）9時～12時

・令和6・7年度の人事について（本部及び各分団）

5 閉 会

清川村消防団幹部役員等名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

No.	区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1	本 部	団 長	小 島 高 徳	
2		副 団 長	川 田 美 徳	
3		副 団 長	尾 澤 孝 徳	
4		本 部 付 分 団 長	小 俣 直 明	欠 席
5	第1分団	分 団 長	城 所 憲 裕	
6		副 分 団 長	青 木 高 人	
7	第2分団	分 団 長	佐 藤 正 明	
8		副 分 団 長	岩 澤 裕 之	
9	第3分団	分 団 長	山 田 和 美	欠 席
10		副 分 団 長	井 上 正 人	欠 席
11	第4分団	分 団 長	落 合 康 弘	
12		副 分 団 長	橋 本 直 人	欠 席
13	役場消防隊	隊 長 (分団長)	清 水 洋 一	欠 席

清川村避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

概要版

1 基本的な考え方

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者対策を適切かつ円滑に実施するため、自ら災害に備える「自助」及び地域で取り組む「共助」を基本とし、情報伝達体制及び避難支援体制の整備・充実に努める「公助」が連携し、相互に支え合いながら、災害発生時等に於ける地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 避難支援の対象者（避難行動要支援者）

災害発生時等に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、在宅で生活する等に支援が必要な次の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として、避難支援の対象とします。

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢または体幹機能障害がい者（1級～2級）
- ③ 視覚障害がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（医療的ケアが必要児）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した方

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とします。

3 避難支援の体制（避難支援等関係者）

村では、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成し、福祉部局や防炎部局等の関係する部署のほか、避難支援等関係者とも名簿情報を共有することで、地域ぐるみの避難支援体制づくりを進めます。

自主防災隊、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、厚木警察署、厚木市消防、消防団

4 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 作成する名簿の種類
村では、「平常時から避難支援等関係者に事前提供する名簿」と「災害発生時等に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、法令に基づき避難支援等関係者に提供する名簿」の2種類の名簿をあらかじめ作成します。
- (2) 名簿情報の更新
村は、避難行動要支援者の状況を定期的に把握し、災害発生時等に迅速かつ適切な避難支援を行うため、毎年4月と10月の年2回、名簿情報を更新します。

5 避難行動要支援者名簿の提供

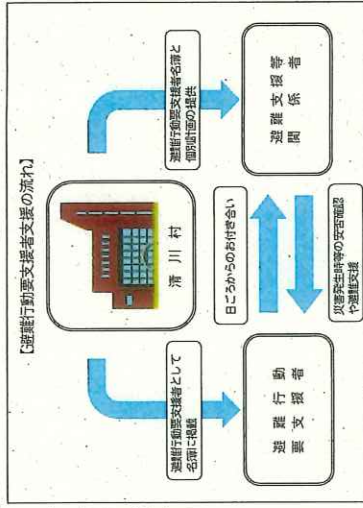
- (1) 避難支援等関係者への名簿情報の事前提供
村は、避難行動要支援者本人の意向を郵送などで確認し、同意のあった方から「避難行動要支援者登録申請書兼情報提供同意書」を村に提出していただくことで、避難支援等に必要となる情報を名簿に掲載し、避難支援等関係者に事前提供します。
- (2) 災害発生時等の名簿情報の提供
災害発生時等に、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、「名簿掲載についての同意をしなければならなかった方を含む全ての避難行動要支

6 名簿情報の管理

- (1) 村の名簿情報の管理
村は、収集した個人情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿について、災害発生時等の状況を考慮して、電子データ及び紙媒体の名簿をそれぞれ作成し、厳正に管理します。
- (2) 避難支援等関係者の名簿情報の管理
避難支援等関係者は、あらかじめ組織内で情報共有の範囲などの取扱方法を定め、施設できる場所等に保管することで、名簿を紛失しないよう管理を徹底する必要があります。

7 個別計画の作成等

- (1) 個別計画の作成
個別計画の作成に当たり、避難行動要支援者本人の聴き取りについては、日ごろから対象者と密接な関わりがある福祉サービス提供者が行い、避難支援等関係者とのマッチングは自主防災隊や民生委員児童委員が行うなど、より多くの関係者の協力を得ながら柔軟な推進体制を構築します。
- (2) 個別計画の共有
個別計画は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援に必要な範囲で村及び避難支援等関係者に保有し、平常時から情報を共有します。



8 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 村及び避難支援等関係者の役割
避難支援において各自が果たすべき役割を整理
- (2) 避難のための防災情報の伝達
避難に必要な防災情報の避難行動要支援者への伝達
- (3) 避難行動要支援者の安否確認
防災訓練での安否確認訓練の実施、名簿情報を活用し避難支援等関係者との連携による避難行動要支援者の安否情報の集約
- (4) 避難所への避難支援
自主防災隊や近隣住民の協力による避難行動要支援者の避難所までの避難誘導等
- (5) 避難支援等関係者の安全確保
災害発生時等は避難支援等関係者も自分や家族の安全を確保することを優先し、確保後に状況に応じた避難支援を実施

9 避難所における支援

- 村は、自主防災隊及び民生委員児童委員等の避難支援等関係者と連携しながら、避難所における要配慮者（避難行動要支援者を含む）の支援を行います。
- (1) 避難所における良好な生活環境の確保
 - (2) 避難所での情報伝達
 - (3) 保健福祉サービスの提供
 - (4) 在宅の避難行動要支援者への支援
 - (5) 緊急受入れ施設及び福祉避難所の充実

10 より充実した支援のために

- (1) 避難行動要支援者本人を始めとする村民の防災意識の啓発
- (2) 防災訓練等の実施
- (3) 避難支援等関係者との関係強化
- (4) 民間団体等との連携



令和5年秋季火災予防運動実施計画

1. 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2. 防火標語（令和5年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3. 実施期間

令和5年11月9日（木）から15日（水）までの7日間

4. 実施区域

清川村全域

5. 実施機関

清川村消防団

6. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

7. 実施事項

- (1) 村広報紙、防災行政無線及びFMラジオ等を活用した「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（別紙1）に関する広報
- (2) 役場周辺にのぼり旗等の掲出
- (3) 消防自動車による巡回広報
- (4) 消防器具舎周辺に横断幕・立看板・のぼり旗等の掲出
- (5) 全世帯を対象とした防火訪問指導
(火災予防啓発品を各家庭に配布して、本運動を広く周知する。)
- (6) 消防自然水利の確認、進入路の点検等

消防団による巡回広報当番表

期 日	広報担当	担当地区	備 考
11月9日(木) [本部巡視]	本 部 全 分 団	村 内	防災行政無線
11月10日(金)	全 分 団	村 内	
11月11日(土)	全 分 団	村 内	防災行政無線
11月12日(日)	全 分 団	村 内	
11月13日(月)	全 分 団	村 内	
11月14日(火)	全 分 団	村 内	防災行政無線
11月15日(水)	全 分 団	村 内	

- ※1. 11月9日(木)は、本部巡視を実施しますので、全員の出席をお願いします。
 服装は、活動服、編上げ靴、アポロキャップとします。
 また、広報の巡回は各分団担当地区を実施してください。
2. 分団による巡回時間は、原則、午後8時から実施するものとし、地区の状況に応じて適宜調整を行ってください。
3. 当日、荒天の場合は広報の巡回は中止し、小雨等で可能な場合は実施してください。
4. 11月10日(金)から15日(水)までの広報活動時に集合する団員は、6人までをお願いします。

【秋の火災予防運動巡視進行表】

- 実施日 令和5年11月9日（木） 午後8時より 第4分団から
- 集合 午後7時45分 せせらぎ館前 [本部のみ]
- 号令 各分団長
- その他 無線を開局しておいてください。

分 団 長	団本部が到着するまでに、団員を整列させ、出勤人員を確認しておいてください。
本部付分団長	分団長は、出勤人員を報告してください。
分 団 長	～～本部付分団長へ出勤人員を報告～～
進 行 係	分団の皆さん、寒い中ご苦労様です。 本日から15日まで、秋の火災予防運動の実施にあたり、本部による激励の巡視を行っています。 はじめに、小島団長からあいさつをいただきます。 (団長を前に誘導する。)
団 長	小島団長 あいさつ
進 行 係	次に、本日の巡視に同行している方を紹介します。
副 団 長 等	<input type="checkbox"/> 川田副団長 <input type="checkbox"/> 尾澤副団長 <input type="checkbox"/> 小俣本部付分団長
進 行 係	以上をもちまして、本部による巡視を終了します。 引き続き、警戒をお願いします。 第____分団長の指揮により、解散してください。

○車両：指令車 ○随行者 総務課職員1名

(案)

令和5年歳末火災特別警戒実施計画

1. 目的 歳末は寒さが本格化して火気を使用する機会が多くなり、空気も非常に乾燥するため、火災発生の危険性が高い時季となります。
- このため、全消防力をあげて火災の警戒に万全を期すとともに、村民一人ひとりの防火意識の高揚を図り、安全で安心な村づくりを推進することを目的とします。
2. 実施期間 令和5年12月25日(土)から31日(日)まで
[7日間]
3. 実施区域 清川村全域
4. 実施機関 清川村・清川村消防団
5. 実施事項
- ① 村防災行政無線等による広報
 - ② 役場庁舎周辺に立看板・のぼり旗等の掲出
 - ③ 消防車両による巡回広報
 - ④ 消防器具舎周辺に立看板・のぼり旗等の掲出
 - ⑤ 消防車両にマグネットシートの掲示
 - ⑥ 消防機械器具の点検及び整備
 - ⑦ 消防水利及び地理の再確認
 - ⑧ 警戒・出動体制の強化
6. 督 励 村長・副村長・教育長・村議会議長・警察関係者等による督励を、次の期日に実施し、警戒中の団員等の士気高揚を図ります。

【実施日】 令和5年12月26日(火)
午後8時から

【場 所】 役場第1駐車場

(案)

令和5年歳末火災特別警戒実施要領

1. 広 報

歳末火災特別警戒実施期間中、各分団は消防車両による巡回広報を管轄区域において行い、村民や事業所に対して火災予防の徹底を図ります。

2. 警 戒

各分団は、期間中の午後8時から午後10時までの間、最小限4名が消防器具舎に待機して有事に備え警戒するとともに、管轄区域内を巡回し、火災の予防及び早期発見に努めます。

3. 警戒報告及び督励

(1) 日 時 令和5年12月26日(火)午後8時

(2) 場 所 村役場第1駐車場
※荒天時は、清川村役場4階 住民センター集会室

(3) 督励者等 村長・副村長・教育長・村議会議長・厚木警察署(村内駐在所勤務員)・交通安全協会清川支部長

(4) 受励対象 消防団、厚木市北消防署清川分署、(交通安全指導隊)

(5) 日 程

午後7時45分

- ・ 消防団、厚木市北消防署清川分署、(交通安全指導隊)は、役場第1駐車場に集合します。
- ・ 消防団各分団長は、参集後、出動人員を団本部、本部付分団長へ報告します。
- ・ 本部付分団長は、各分団の状況を取りまとめ、副団長へ出動人員を報告します。
- ・ 副団長は、消防団の状況を取りまとめ、団長へ出動人員を報告します。

《報告例》

* 各分団長 → 本部付分団長

- ・各分団長：「出動人員を報告します。」
「第〇分団、分団長以下〇〇名（分団長含む人数）。」
- ・本部付分団長：上記を復唱して確認

* 本部付分団長 → 副団長

- ・本部付分団長：「各分団の出動人員を報告します。」
「第〇分団、〇〇名。 第〇分団、〇〇名。…」
- ・副団長：上記を復唱して確認

* 副団長 → 団長

- ・副団長：「消防団の出動人員を報告します。」
「副団長以下〇〇名（副団長含む人数）。」
- ・団長：上記を復唱して確認

午後8時

- ・各部隊の長は、村長へ警戒中の状況を報告します。
- ・村長等による督励を行います。

督励等終了後

- ・各部隊は引き続き管轄区域内の警戒を行います。

(6) 服 装

- ・督励者：制服・制帽・短靴・防寒衣・白手袋
- ・団員・隊員：活動服・アポロキャップ・編上靴・防寒衣

(7) 督励隊形・号令等

別紙のとおり

(8) 出動者名簿

消防団は、実施期間中の出動者を「消防団員警戒・訓練出動者名簿兼出動人員報告書」により、出動人員等（手当の支給は、1日6人を上限とします。）を記載のうえ総務課に提出することとします。

なお、12月26日（火）の「警戒報告及び督励」分については、消防団及び役場消防隊の出動団員（隊員）全員分を記載のうえ総務課に提出します。

別 紙

【 警 戒 報 告 及 び 督 励 進 行 表 】

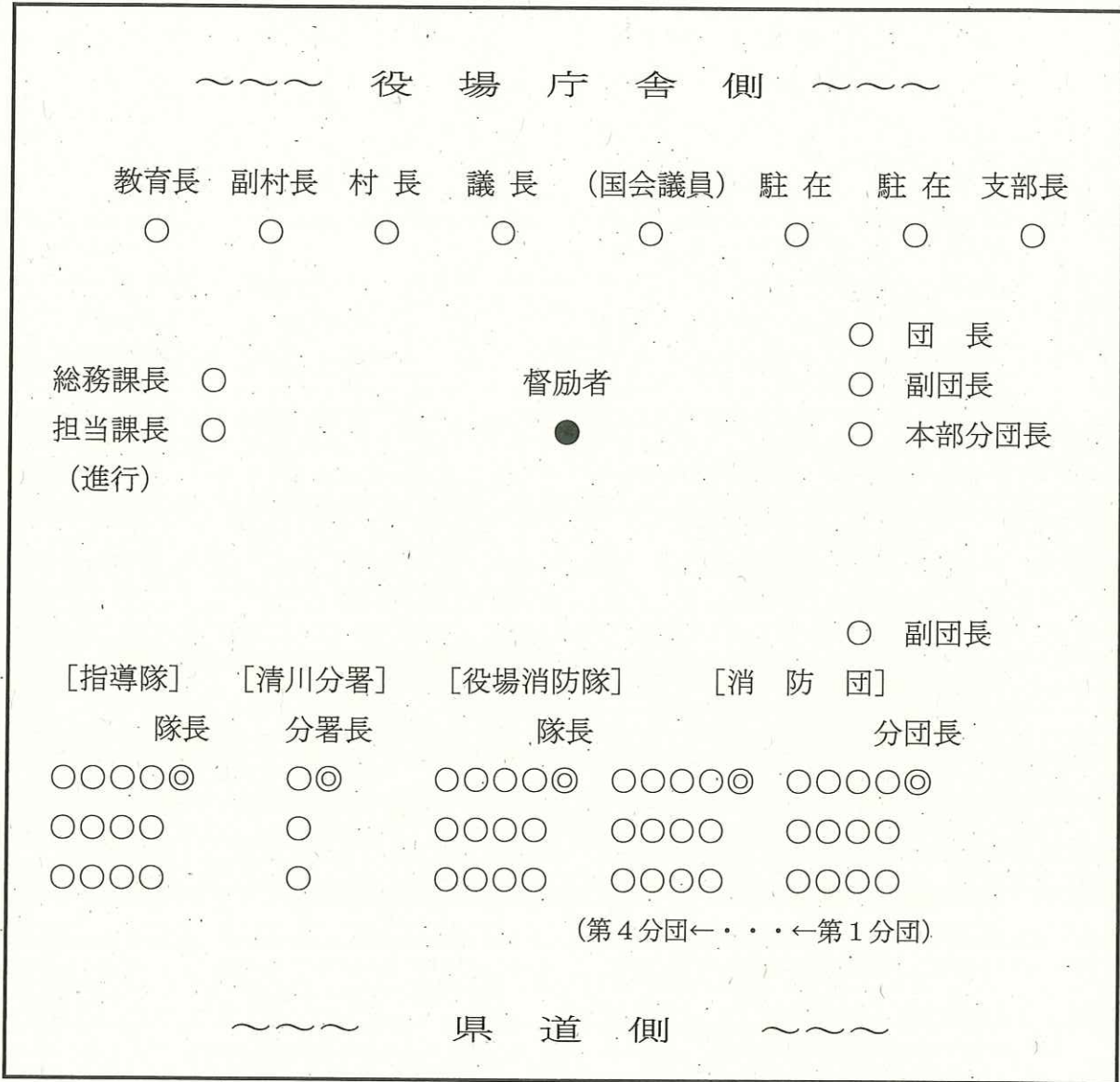
19:45 集合	分団員に対し、携帯電話をマナーモードにするよう指示 各分団長から、本部へ出動人員の報告を行う。 (消防車両は第2駐車場に駐車し、エンジンをかけた状態で、 回転灯を点灯しておく。)
19:55 副 団 長	全部隊を整列させ、整列休めの姿勢で待機させる。 ***** 督励者等参集後 *****
20:00 副 団 長 進 行 係	『気をつけ』の号令 『ただ今より、歳末特別警戒の状況報告並びに村長による 督励を行います。』 『はじめに 消防団各分団長、厚木市北消防署清川分署長及び 交通安全指導隊長は、村長に警戒中の状況を報告してくださ い。』 ***** 村長を前に誘導する *****
各 分 団 長 分 署 長 指 導 隊 長	消防団各分団長、清川分署長及び交通安全指導隊長の順に次のとおり報 告する。 一歩前に出て敬礼し、『消防団第〇分団（厚木市北消防署清川分 署・交通安全指導隊） 警戒中 異常なし。』と報告し、敬礼後 元の位置に戻る。
進 行 係	『村長あいさつ』
副 団 長	『かしら中 なおれ』の号令。
村 長	= あ い さ つ =

副 団 長	<p>村長に注視する。(『整列休め』は適宜対応する。) 終了後、『(気をつけ)かしら中 なおれ 整列休め』の号令。</p>
進 行 係	<p>『続いて、督励に同行された方を代表し、ごあいさつをいただきます。』 『清川村議会議長 細野 洋一 様 お願いします。』</p>
副 団 長	<p>『気をつけ かしら中 なおれ (整列休め)』</p>
議 長	<p>= あ い さ つ =</p>
副 団 長	<p>『(気をつけ)かしら中 なおれ 整列休め』</p>
進 行 係	<p>『ありがとうございました。』 (衆議院議員が来られた場合、あいさつをいただきます。)</p>
副 団 長	<p>『ごあいさつをいただきました方のほか、督励に同行された方につきまして、恐縮ですがお名前のみご紹介します。』</p>
副 団 長	<p>『気をつけ』</p>
進 行 係	<p>(1) 厚木警察署煤ヶ谷駐在所勤務員 渡部 信二 様 (2) 厚木警察署宮ヶ瀬駐在所勤務員 大嶋 龍一 様 (3) 厚木警察署管内交通安全協会清川支部長 鈴木 新二 様 (4) 清川村副村長 川瀬 久弥 様 (5) 清川村教育長 山田 一夫 様</p>
副 団 長	<p>『以上の皆様です。』</p>
進 行 係	<p>『これをもちまして、警戒報告並びに村長による督励を終了します。』</p>
副 団 長	<p>『本部付分団長の指揮により解散してください。』</p>

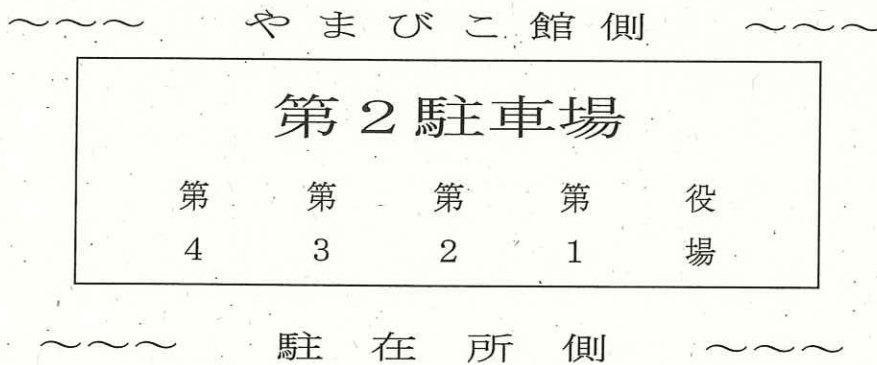
本部分団長	<p>部隊の前に進み、 『引き続き、警戒をお願いします。 分かれ。』</p> <p>解散後、各分団長、隊長は警戒のため部隊を移動させる。</p>
-------	--

別 紙

【 隊 形 図 (会場：役場 第1 駐車場)】



【 消防車両駐車場所 (役場 第2 駐車場)】



(案)

令和6年清川村消防出初式実施計画

1 目 的 新春を迎え、消防団員の士気の高揚を図るとともに、村民に広く
防火意識の普及・啓発を図ることを目的とする。

2 日 時 令和6年1月7日(日) 午前10時から

3 場 所 清川村煤ヶ谷 2076 番地 清川村立緑小学校校庭
※雨天等の場合は、同校体育館

4 観 閲 観閲者 村 長 岩澤 吉美
補 佐 副村長 川瀬 久弥
補 佐 教育長 山田 一夫

5 参加部隊

(1) 参加人員

- ① 清川村消防団(基本団員 61名、機能別団員 22名、計 83名)
- ② 厚木市北消防署清川分署

(2) 参加車両

- ① 清川村消防団 小型動力ポンプ付積載車 5台
資機材搬送車 1台
- ② 厚木市北消防署 消防ポンプ自動車 1台
清川分署 (高規格救急自動車 1台)
(機材搬送車 1台)

6 次 第

第1部 式典

- (1) 入 場 行 進
- (2) 開式のことば
- (3) 国 旗 掲 揚
- (4) 出動人員報告
- (5) 通 常 点 検
- (6) 村 長 告 辞
- (7) 表 彰
- (8) 来 賓 祝 辞
- (9) 団 長 訓 示
- (10) 国 旗 降 納

第2部 演技

- (1) 一 斉 放 水
- (2) 閉式のことば

※雨天等の場合

- ① 開式のことば
- ② 出動人員報告
- ③ 村 長 告 辞
- ④ 表 彰
- ⑤ 来 賓 祝 辞
- ⑥ 団 長 訓 示
- ⑦ 閉式のことば

消防出初式時諸注意

1 服 装

副分団長以上の団員は、制服・制帽・白手袋・短靴（黒色）とする。

また、その他の団（隊）員は、冬作業服（白ワイシャツ・ネクタイ）・アポロキャップ・白手袋・編上靴（黒紐）とする。

特に階級章・分団章（袖章等）・ボタン等の脱落のないよう注意する。

2 集合・動作

参加部隊は、会場へ午前8時30分までに集合し、機械器具点検（別紙一覧表のとおり）を所定の位置に配置する。

なお、吸管は、一斉放水時の操作を容易にするため伸長しておく。

また、集合及び解散は、すべて駆け足で行い、敬礼は分団（隊）長以上はすべて挙手注目の礼とする。（国旗に対しても同様とする。）

3 標員

標員2名は、各分団の班長の中から、2名を選出して対応する。（順番制）

令和6年 標員 3・1分団 ※ 令和5年は、1・2分団

（令和4・3年は、配置なし、令和2年 3・4分団）

また、分団（隊）プラカード・旗手要員は、各分団（隊）で選出して対応する。

4 水幕・駐車場要員

水幕ポンプ要員3名・駐車場要員3名は、役場消防隊から選出して対応する。

なお、水幕ポンプ要員は、一斉放水時に水幕ホースの放水を行う。駐車場要員は、駐車場業務終了後、必要に応じ操法演技で使用した水槽に消火栓から水を補給する。

5 放水方法

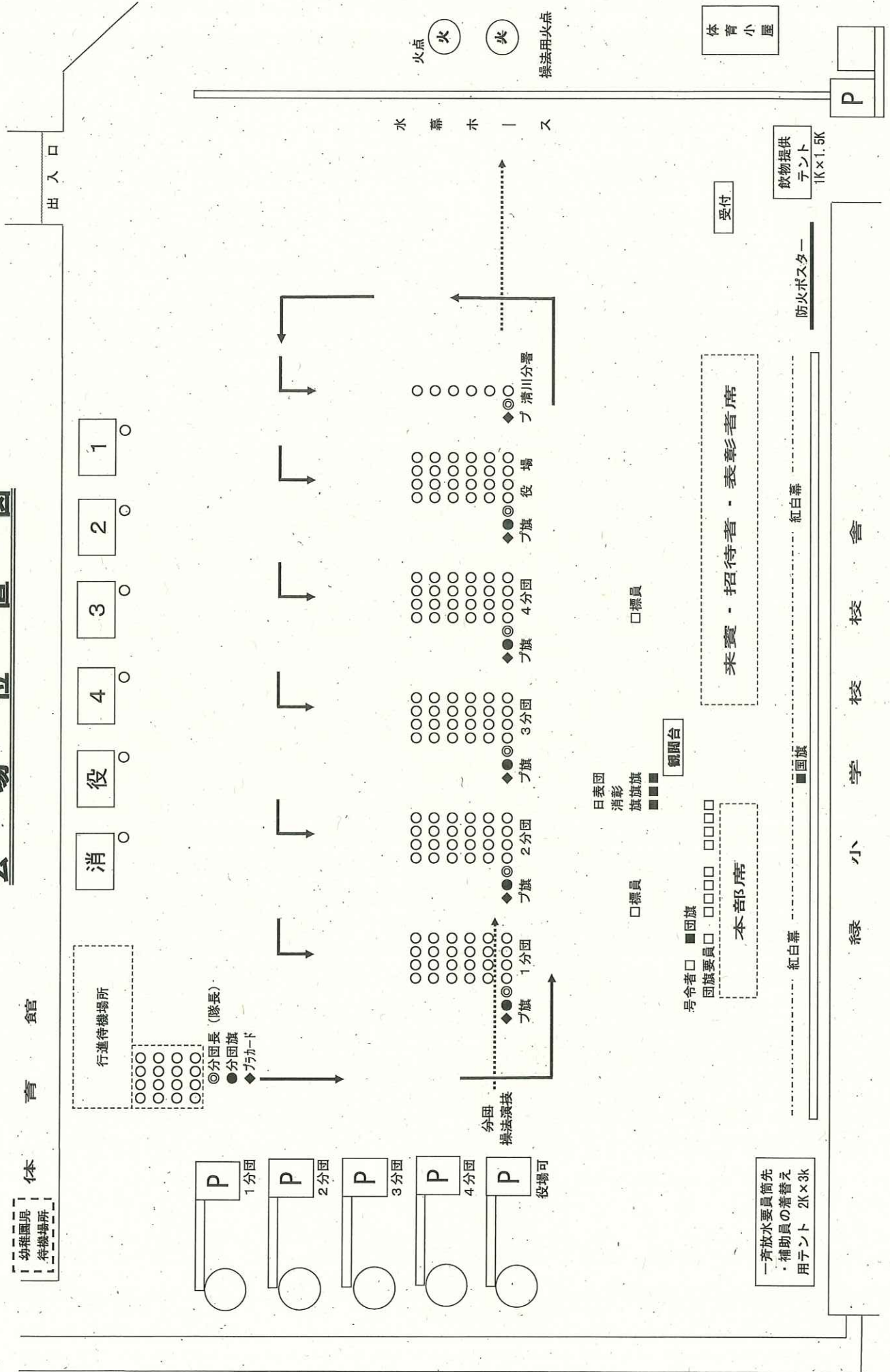
放水は、全部隊ストレートノズルによる放水とする。

また、一斉放水点検要員は、操作のできる団（隊）員を選出する。

機械器具等点検時一覧表

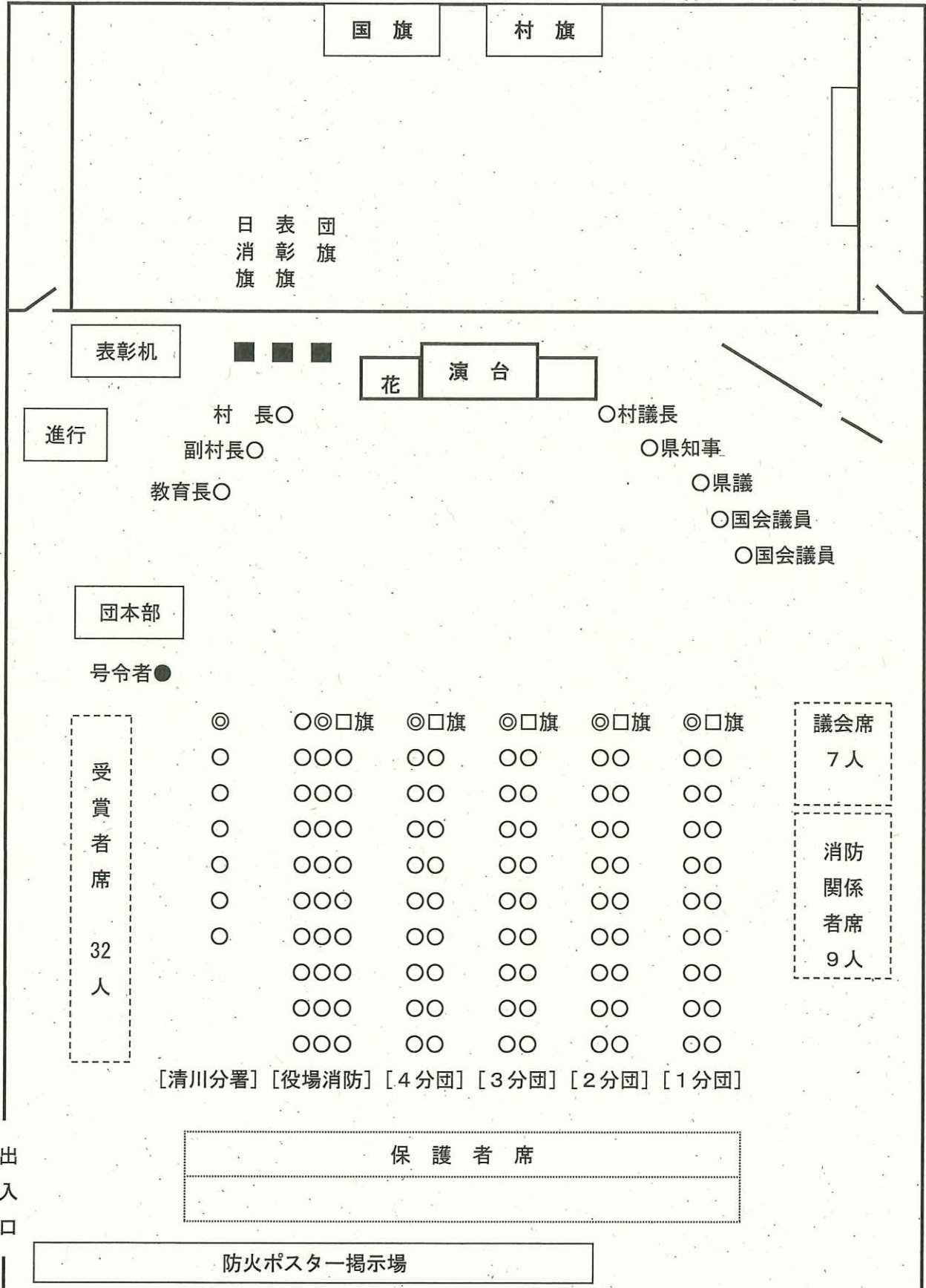
No.	項目	数量	備考
1	分団長等	1名	
2	副分団長等	1名	
3	操作員	4名	
4	ポンプ	1台	
5	吸管	1本	
6	ホース	2本	
7	筒先	1本	ストレートノズル
8	とび口	1本	
9	防火帽	2個	正副分団長含む
10	防火衣	2着	上下、役場消防隊は従前の装備
11	消防長靴	2足	
12	消防車両	1台	

会場位置図



会場配置図 (雨天時)

緑小学校体育館



出入口

